

堺市立児童自立支援施設基本計画

平成 31 年 1 月

堺 市

目 次

第1章	堺市における児童自立支援施設	1
第1節	児童自立支援施設の概要	1
1.	児童自立支援施設の定義	1
2.	施設入所に至る経路	2
第2節	本市における社会的養護	4
1.	社会的養護のあり方	4
2.	児童自立支援施設の役割	6
第3節	施設の基本理念と方向	7
1.	施設整備の必要性	7
2.	基本理念	8
3.	基本方針	8
4.	対象児童と定員	9
第4節	学校教育の目標と基本方針	11
1.	教育目標	11
2.	基本方針	11
第2章	児童自立支援施設事業計画	13
第1節	自立支援の流れと施設の機能	13
1.	自立支援プログラムの実施	13
2.	施設の基本方針と自立支援	15
第2節	自立支援機能	16
1.	生活支援	16
2.	家庭支援	19
3.	中卒児童への支援	20
4.	アフターケア	21
第3節	教育機能	23
1.	教育環境	23
2.	学級編制	23
3.	教育の内容	24
4.	職員体制	25
第4節	地域社会との連携	26
1.	地域社会との連携による施設運営	26
2.	地域とつながりのある施設	28
3.	地域の社会資源	28

第5節	施設の運営	30
1.	運営手法の検討	30
2.	小舎交替制	30
3.	組織体制	30
4.	権利擁護	34
5.	第三者評価	34
第6節	職員の育成と確保	35
1.	人材育成	35
2.	人材確保	36
第3章	児童自立支援施設整備計画	37
第1節	施設整備のコンセプト	37
1.	立地環境	37
2.	施設整備の基本的な考え方	37
3.	計画地	38
第2節	土地利用計画	40
1.	開発行為	40
2.	造成計画	40
3.	土地利用計画	41
第3節	建築計画	42
1.	本館	42
2.	寮舎	42
3.	運動場・体育館・プール	43
4.	調理棟	43
5.	作業棟	43
6.	地域交流棟	43
第4節	配慮事項	44
1.	施設全体	44
2.	本館	44
3.	寮舎	45
4.	運動場・体育館・プール	45
5.	調理棟	45
第5節	整備計画	46
1.	整備手法の検討	46
2.	事業費	46
3.	整備スケジュール	46
	用語の説明	47

第1章 堺市における児童自立支援施設

近年、少子化や核家族化の進行とともに、急速な共働きの増加や育児不安の訴えの増加など、子どもと子育てをめぐる社会環境が大きく変化し、子どもの健全育成に様々な課題が生じています。また、虐待を受けた子どもなど保護者の適切な養育を受けられない子どもが増えており、そのような子どもたちを社会全体で公的責任をもって保護し、健やかにはぐくんでいくことが強く求められています。

児童自立支援施設は、児童福祉法及び同法施行令により、都道府県と政令指定都市にそれぞれ設置することになっており、非行などの問題行動がある子どもや生活指導を要する子どもを対象とし、家庭的・福祉的なアプローチによって、個々の子どもの育ちなおしや立ち直り、社会的自立に向けた支援を実施する施設です。

本市では、平成18年度の政令指定都市への移行にあたり、平成22年度までの間に堺市立の児童自立支援施設を整備するものとした協定を大阪府と締結しました。しかし、施設の設置には時間を要することから、大阪府との協定を延長している状況です。

現在、児童自立支援施設への入所を必要とする堺市の子どもは、大阪府やその他の自治体が所管する児童自立支援施設に入所しています。しかし、大阪府内では大阪府立修徳学院の入所児童数が定員に近い状態が続いており、施設入所による自立支援が必要であると判断されていても、すぐには入所できない状況が発生していることから、本市においても児童自立支援施設の設置が急がれています。そのため、「堺市マスタープラン～さかい未来・夢コンパス～」の中で、「子育てのまち堺・命のつながりへの挑戦！」として、「困難を抱えた子どもの社会的自立」を達成目標に、本施設の整備を位置づけています。

この施設の整備にあたっては、国の動向や「児童自立支援施設運営指針」を踏まえ、施設、保護者及び関係機関などとの連携により、施設の退所児童が一日も早く社会人として自立できるよう、入所から退所後につながる継続した支援を行っていきます。

第1節 児童自立支援施設の概要

1. 児童自立支援施設の定義

児童自立支援施設とは、児童福祉法第44条に定められた施設です。

<児童福祉法>

第四十四条 児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

(1) 全国の児童自立支援施設の設置状況

児童自立支援施設は、都道府県及び政令指定都市の義務設置施設（児童福祉法第 35 条第 2 項、同法施行令第 36 条第 1 項）であり、平成 30 年 4 月 1 日現在、全国に 58 カ所（国立 2 カ所、都道府県立 50 カ所、政令指定都市立 4 カ所、社会福祉法人立 2 カ所）の施設が設置されています（【図表 1】参照）。

(2) 児童自立支援施設の概要

児童自立支援施設は不良行為をなし、又はなすおそれのある子どもを主な対象とする児童福祉施設で、職員が常に子どもに寄り添い信頼関係を築きながら、規則正しい生活を行わせることで、不良行為の背景にある環境要因に働きかけ、子どもが自らの問題に向き合うことを支援する施設です（【図表 1】参照）。

また、近年では、様々な事情により家庭での養育や社会生活への適応が困難な子どもが入所する児童養護施設等から児童自立支援施設に措置変更されるケースも発生しています。

このように、児童自立支援施設は非行及び非行傾向のある子どもへの家庭的・福祉的なアプローチを行う施設として、他の児童福祉施設の受け皿としても重要な役割を果たしています。

【図表 1】 児童自立支援施設の概要

	児童自立支援施設
所管	厚生労働省
根拠法令	児童福祉法
運営主体	国立 2、都道府県立 50、政令指定都市立 4、社会福祉法人立 2
対象年齢	18 歳未満。（必要に応じて 20 歳まで可）
目的	必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う
手続き主体	行政機関

2. 施設入所に至る経路

児童自立支援施設への入所は、都道府県知事又は児童相談所長が児童福祉法に基づいて行う措置（行政処分）として行われます。

児童自立支援施設への入所経路は、以下のとおりです（【図表 2】参照）。

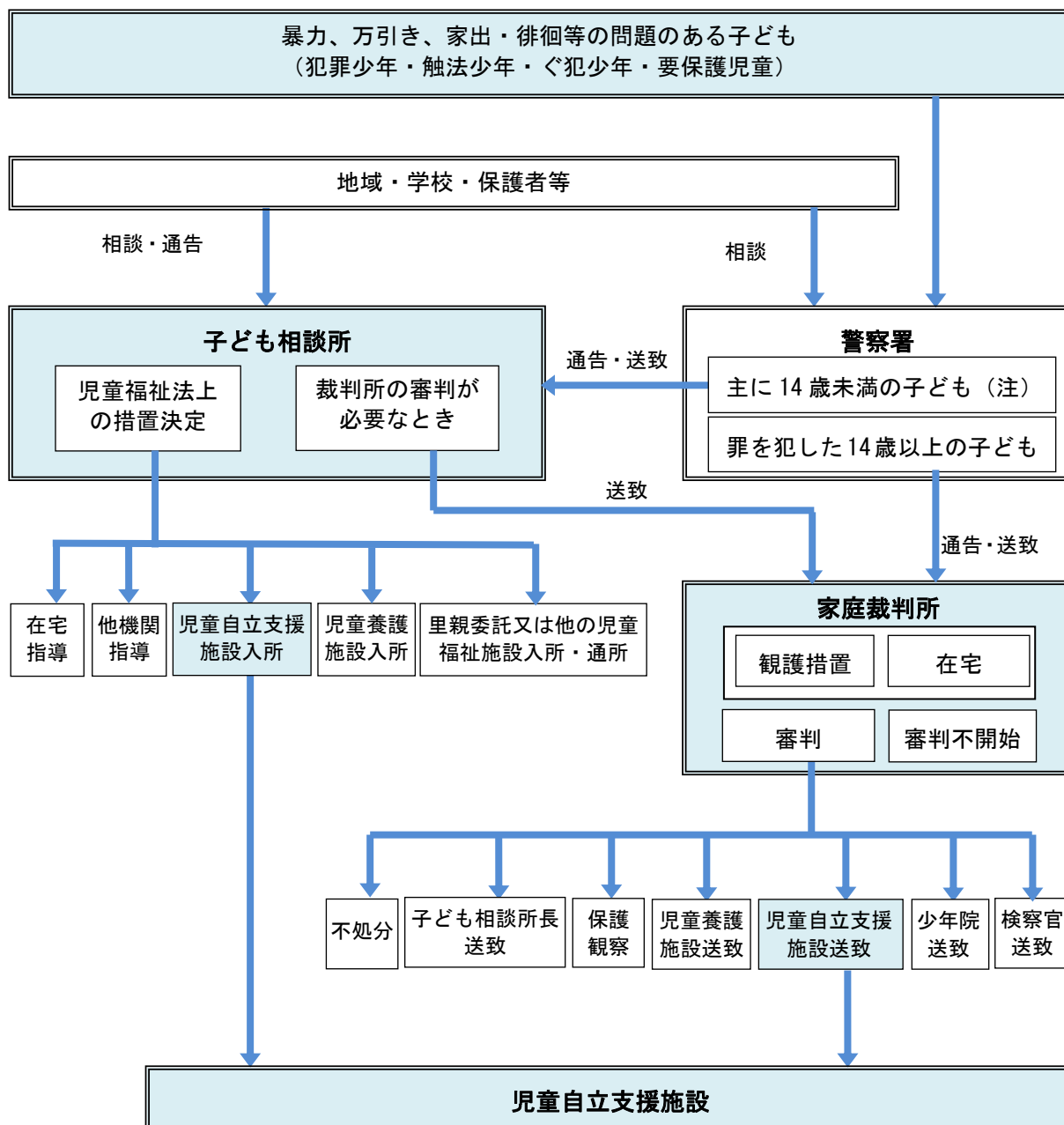
(1) 児童相談所（以下「子ども相談所」という。）からの措置【児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号】

保護者や地域・学校等からの相談や警察署等からの通告等を受け、児童自立支援施設に入所させて指導することが必要であると認めた場合で、保護者や子どもの同意が必要です。

(2) 家庭裁判所からの送致【少年法第 24 条・児童福祉法第 27 条の 2】

少年法に基づく家庭裁判所の保護処分に従って入所措置をとる場合で、法的強制力があることから保護者の同意は必要ありません。

【図表 2】 児童自立支援施設入所に至る経路



注：14歳以上で罪を犯していないが、子ども相談所での指導が必要な子どもを含む

第2節 本市における社会的養護

1. 社会的養護のあり方

(1) 現状と課題

社会的養護とは、保護者のない子どもや保護者に監護させることが適当でない子どもを、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うことをいいます。

保護者に代わって、あるいは保護者とともに社会が子どもをはぐくむ社会的養護は、子どもが養育者の住居で生活を共にするなど、家庭と同様な養育環境である里親やファミリーホームをさす家庭養護と、乳児院や児童養護施設等で家庭的な雰囲気の中で養育する施設養護に大別されます。

施設養護は、主たる機能により施設種別が区分されます。堺市の現状及び課題は、下表（【図表3】参照）のとおりです。

【図表3】本市における社会的養護体制の現状及び課題

	養護体制	現状及び課題
家庭養護	里親	<ul style="list-style-type: none"> 堺市の里親委託率 10.6%<平成29年度末> 里親等委託率 = $\frac{\text{委託児(里親+ファミリーホーム)}}{\text{委託児(乳児院+児童養護施設+里親+ファミリーホーム)}}$ 里親委託率が低く、里親登録数及びファミリーホーム数が少ない。
	ファミリーホーム	
施設養護	乳児院	<ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設内に乳児ホームを設置（予定） 他管内の施設を利用
	児童養護施設	<ul style="list-style-type: none"> 施設の小規模化と家庭的養護の推進 家庭養護の推進等に伴う定員の適正化 様々な課題がある子どもへの養育支援機能の専門・高度化 職員の確保と育成及び職員への支援体制
	児童心理治療部門	<ul style="list-style-type: none"> 他管内の施設を利用
	非行児童部門	<ul style="list-style-type: none"> 他管内の施設を利用
	年長児童（15歳～）部門	<ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設内において、アフターケアを実施 他管内の自立援助ホームを利用

(2) 今後の方向性

①里親

様々な媒体を活用して幅広く里親制度を広報・啓発するとともに、子育てや社会貢献に関心のある層へ直接的な広報・啓発活動や里親経験者による相談会などを実施して、里親登録者の増加を図ります。また、子ども相談所においては、措置に際し優先して里親委託を検討するとともに、各施設の里親支援専門相談員や里親支援機関と連携して、子どもの現状と里親の現況を把握し、里親委託及び委託後の支援を推進します。

②ファミリーホーム

ファミリーホームの設置を推進するため、新たにファミリーホームを開設する際に補助を行います。また、子ども相談所がファミリーホームに子どもを委託した後は、子どもやファミリーホームに対して、子ども相談所が里親支援機関などと連携しながら支援を行います。

③乳児院

実親との愛着形成や早期の家族再統合を見据え、実親と乳児の居所は近い方が望ましいことから、里親等への委託をさらに推進するとともに、市内の児童養護施設内に必要な設備の整備と人員を配置して設置する乳児ホームにおいて、乳児の養育支援を行います。

④児童養護施設

市内の児童養護施設では、本体施設を小規模化し、分園型グループケアや地域小規模児童養護施設など、家庭的養護及び地域分散化を図ります。また、各施設の特性を踏まえて、本市において不足している施設機能について、多機能化を図ります。

⑤児童心理治療部門

市内の各児童養護施設に1人以上の心理療法担当職員を配置し、虐待を受けた経験がある子ども、情緒的障害のある子どもなどに対する専門的ケアの充実を図ります。

また、新たに整備する児童自立支援施設の対象児として、支援機能の枠組みも検討します。

⑥非行児童部門

新たに整備する児童自立支援施設での対応を図ります。

⑦年長児部門

市内の児童養護施設が、さかいアフターケアセンター（児童家庭支援センター内に設置）と連携しながら、インケア、リービングケア及びアフターケアの充実を図ります。

また、市内の児童養護施設において、自立援助ホームの設置を検討します。

2. 児童自立支援施設の役割

本市の児童自立支援施設は、非行行為や生活指導等を要する子どもたちを受け入れ、子ども一人ひとりのニーズや特性に応じた支援を行い、早期の家庭や学校復帰に向けた取組みをします。

そして、施設の地域生活支援機能を強化し、自立のためのアフターケアなど地域社会全体で子ども及び家庭を支える仕組みづくりに取り組みます。

また、他の児童福祉施設で不適応行動をとり、対応が困難になった子どもの受入れなど、児童自立支援施設は、児童福祉の最後の受け皿としての役割を担います。

本市の児童自立支援施設は、専門性を有する職員を配置し、「枠のある生活」を基盤とする中で、子どもの健全で自主的な生活を志向しながら、個々の子どもの育ちなおしや立ち直り、社会的自立に向けた支援を実施します。

第3節 施設の基本理念と方向

1. 施設整備の必要性

本市の非行相談及び児童自立支援施設入所措置人数は、下表（【図表 4】参照）のとおりです。非行相談への対応・指導は、地域内での在宅指導と児童福祉施設（児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設）入所に大別されますが、児童自立支援施設入所は相談件数の約 1 割を占めています。児童自立支援施設を持たない本市では、施設での支援は大阪府をはじめ近隣府県市への施設措置を行っているのが現状です。

【図表 4】本市における非行相談件数及び児童自立支援施設入所措置人数

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
非 行 相 談	ぐ犯相談(件) 警察通告・送致(内)	84 (24)	101 (35)	88 (26)	102 (23)	94 (44)	90 (38)	101 (40)
	触法相談(件) 警察通告・送致(内)	133 (122)	102 (92)	128 (111)	107 (95)	91 (81)	45 (37)	119 (109)
相談件数合計(件)		217	203	216	209	185	135	220
施設入所児童(人)		24	18	22	25	20	19	20
構成比(%)		11.1	8.9	10.2	12.0	10.8	14.1	9.1

※施設入所児童は、各年度 3 月 1 日現在での在籍数。但し、大阪府立子どもライフサポートセンターは除く
※構成比は、(施設入所児童) ÷ (相談件数合計)

一方、生徒（中学生）1 万人当りの児童相談所への非行相談件数や児童自立支援施設への入所措置人数は政令指定都市の中でも高くなっています（【図表 5】、【図表 6】参照）。

【図表 5】政令指定都市の生徒 1 万人当りの非行相談件数（平成 29 年度）

	政令市	非行相談 件数	生徒 1 万人当 非行相談件数		政令市	非行相談 件数	生徒 1 万人当 非行相談件数
1	大阪市	596	114.3	11	札幌市	145	33.1
2	堺市	222	102.9	12	千葉市	79	32.6
3	神戸市	306	87.6	13	川崎市	92	31.4
4	新潟市	153	80.0	14	福岡市	107	29.9
5	岡山市	116	64.2	15	静岡市	37	23.0
6	京都市	183	63.7	16	熊本市	44	22.5
7	横浜市	467	59.4	17	北九州市	52	22.5
8	名古屋市	297	59.3	18	仙台市	50	19.6
9	さいたま市	141	45.0	19	相模原市	32	19.0
10	広島市	109	38.2	20	浜松市	38	17.9

※平成 29 年度「学校基本調査」による公立中学校の生徒数を使用して算出（図表 6 も同様）

※非行相談件数は、平成 29 年度「福祉行政報告例」に基づく平成 29 年度中の非行相談件数

【図表 6】政令指定都市の生徒 1 万人当りの児童自立支援施設入所措置人数（平成 29 年度）

	政令市	入所措置人数	生徒 1 万人当 入所措置人数		政令市	入所措置人数	生徒 1 万人当 入所措置人数
1	岡山市	16	8.8	11	札幌市	9	2.1
2	神戸市	23	6.6	12	名古屋市	10	2.0
3	大阪市	32	6.1	13	浜松市	4	1.9
4	堺市	12	5.6	14	静岡市	3	1.9
5	相模原市	9	5.3	15	北九州市	4	1.7
6	京都市	11	3.8	16	さいたま市	5	1.6
7	横浜市	25	3.2	17	新潟市	3	1.6
8	仙台市	8	3.1	18	熊本市	3	1.5
9	川崎市	8	2.7	19	福岡市	5	1.4
10	千葉市	5	2.1	20	広島市	3	1.1

※入所措置人数は、平成 29 年度「福祉行政報告例」に基づく平成 29 年度末現在の人数

このような中で、堺市全体の子どもの健やかな成長と自立を支えるために、非行及び非行傾向のある子どもへの家庭的・福祉的アプローチを行う施設として、受け皿となる児童自立支援施設の設置は喫緊の課題です。

2. 基本理念

（1）本市の社会資源を最大限に活用し、市全体で子どもを支援します

本市は市民と協働しながら、本市の社会資源を活用し、社会全体で子どもの自立を支援します。本施設に関する情報提供を積極的に行い、本施設が市民に正しく理解されるよう努めます。

（2）地域とつながりのある施設づくりをめざします

地域との交流を通じて、子どもたちが様々な人や地域に対して信頼感を持ち、また、社会とのつながりをはぐくめる環境づくりに取り組みます。

（3）家庭や地域・関係機関との連携のもと、子どもの早期の自立の実現に取り組みます

子どもの抱える個別の課題に応じた適切な指導・支援を行うとともに、家庭に対する支援を充実させることで、入所の長期化を防ぎ、子どもの早期自立・地域復帰をめざします。また、地域や関係機関と連携しアフターケアを充実します。

3. 基本方針

（1）一人ひとりの課題に応じた指導・支援ができる体制づくり

①子どもとの信頼関係を基礎とする指導体制

- a. 職員は、「with の精神」のもと、子どもたちに寄り添い、行動を共にすることで、信頼関係を築いていきます。
- b. 運営に関しては、第三者委員会の設置、職員研修の実施、外部意見の聴取等、子どもたちの人権に配慮した権利擁護の体制を確立させます。
- c. 社会的な環境、資源、生活スタイルなど、時代の変化を踏まえ、支援内容・方法・体制などは必要に応じて柔軟に対応します。

②早期の自立をめざす環境づくり

- a. 子どもたちとともに考える姿勢を基本とし、一人ひとりの子どもが抱えている課題に応じた指導や支援を行い、自発性や主体性を最大限に引き出す工夫を行います。
- b. 治療的・心理的なプログラムが実施できる体制を整えます。
- c. 子どもと施設のみならず、保護者、学校、地域も含めた人や関係機関全体で、自立に向けた達成目標を共有することで、子どもが、早期の自立をめざして努力できる環境づくりを行います。
- d. 子ども相談所や教育機関をはじめとする関係機関の役割についての共通理解のもと、子どもの入所から、退所後の生活に至るまで、切れ目なく必要な指導・支援が行われるよう、関係機関との連携を密にします。

(2) 地域とつながりのある施設運営

- ①地域全体で子どもたちの自立を支える社会の実現に向け、本施設は地域とつながりのある施設運営をめざします。
- ②自立支援の実績や効果などについて、市民理解を得るとともに、施設運営への協力を得るよう努めます。

(3) 退所後の地域生活における受入環境と支援体制の構築

- ①家庭に対する積極的な働きかけを行い、子どもが安心して生活できる場の確保に努めます。
- ②子ども相談所、原籍校やその他関係者などとの連携を図り、退所後の子どもや家庭を見守り支える環境づくりに取り組みます。
- ③退所後のアフターケアの充実を図り、社会適応と再非行防止に重点をおきます。

4. 対象児童と定員

(1) 対象児童

近年、少年非行の低年齢化が進んでおり、小学校の低学年でも非行を起こす子どもたちがいること、また、非行少年に占める中学生の割合が大阪府内では高いことや施設内に義務教育を行う学校を設置することから、本市の児童自立支援施設の対象児童は、原則として小学生・中学生とします。

(2) 定員

大阪府をはじめとする近隣府縣市への施設措置により、児童自立支援施設に入所している本市の子どもの数は現在 20 名前後で推移しています（【図表 7】参照）。施設整備にあたっては、入所枠を男子 20 名、女子 20 名の合計 40 名とします。

【図表 7】本市の年度別児童自立支援施設入所措置人数の推移（各年度3月1日現在）

年 度		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
修 徳 学 院	男 子	11	8	7	12	8	8	4
	女 子	5	4	7	5	4	3	6
	小 計	16	12	14 (3)	17 (4)	12 (3)	11	10
他の施設		8	6	8	8	8	8 (1)	10 (3)
合 計		24	18	22 (3)	25 (4)	20 (3)	19 (1)	20 (3)

※大阪府立子どもライフサポートセンターは除く

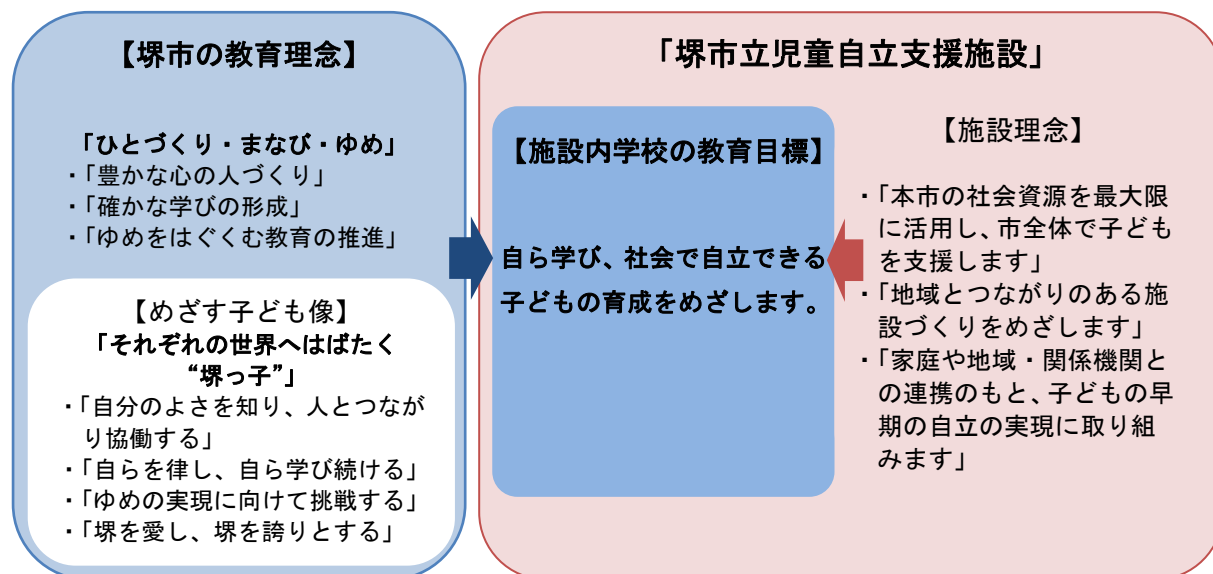
※（ ）は、内数で小学生を示す

第4節 学校教育の目標と基本方針

1. 教育目標

児童自立支援施設に併設する学校（以下「施設内学校」という。）は、教科教育を行うことだけでなく、子どもの自立を支援することも目的としています。本施設内学校においては、堺市の教育理念と児童自立支援施設の理念のもとに、教育目標を「自ら学び、社会で自立できる子どもの育成をめざします。」（【図表8】参照）とし、以下の基本方針をもって学校教育を行います。

【図表8】施設内学校の教育目標



2. 基本方針

（1）豊かな心の育成

施設内学校と施設と地域が連携して、豊かな心をはぐくみ、社会の一員としての責任を自覚し、豊かな人権感覚をもって行動する子どもの育成をめざします。

- ①学校行事やスポーツ・文化活動、作業などの体験活動を通じて、自分を大切にするだけでなく、人を思いやり、尊重する気持ちを育成します。
- ②子どもの発達段階に応じて、各教科の授業や特別活動などを通じて、一人ひとりの子どものよさや可能性を發揮できる、「居場所」と「出番」のある環境づくりを進め、自尊感情や規範意識の醸成とコミュニケーション能力の向上に努めます。
- ③勤労生産やボランティア活動、動植物の世話など豊かな体験活動を通して、勤労の貴さや創造することの喜び、生命や自然を大切にする心をはぐくむ教育を推進します。

（2）確かな学力の育成

授業を受ける姿勢を身につけさせ、基礎的・基本的な学力を定着させます。

- ①他人の話や発表を聴くことをはじめ、授業中の規律や姿勢を身につけさせます。
- ②子どもの学びの状況に応じたきめ細かな指導、わかりやすい授業を工夫します。
- ③一人ひとりの子どもに習得の自信や達成の喜びをもたせ、基本的な学習内容の定着を図ります。

（３）教職員と施設職員が一体となった教育の推進

施設内学校の教職員（以下「教職員」という。）と施設職員が連携・協力して、子どもの自立と社会参加に向け、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導と必要な支援を行います。

- ①教職員と施設職員が協働して、学校での学びを充実させます。
- ②教職員と施設職員が協働してスポーツ・文化活動をはじめとする施設・学校それぞれの行事の充実を図ります。
- ③発達障害や心のケアが必要な子どもに対する支援の専門性や指導力の向上を図ります。
- ④福祉・医療機関との連携を進めます。
- ⑤子どもの自立のために、原籍校との連携を図ります。

（４）知識や経験の市内小・中学校への波及

施設の自立支援活動（生活指導、作業指導、スポーツ・文化指導、行事指導等）と、施設内学校の教育活動との連携・協働を図り、施設内学校を通して、課題がある子どもへの自立支援と教育支援の知識や経験を本市の全小学校・中学校に発信するとともに、情報交換や研修により教職員の力量を強化します。

第2章 児童自立支援施設事業計画

第1節 自立支援の流れと施設の機能

児童自立支援施設の特徴は、非行等の問題行動傾向のある子どもが職員の指導や支援のもと、安定した良質な集団生活を営み、開かれた環境の中で職員と生活をともにしながら社会の一員として自らの役割を果たし、自身の成長に繋げていくことを学び実践していく場であることです。

そのため、施設内には生活施設だけでなく学校教育機関を併設し、子どもたちが生活と学習を通して、仲間たちとともに成長し、自立していくためのかけがえのない施設として機能させることが大切です。

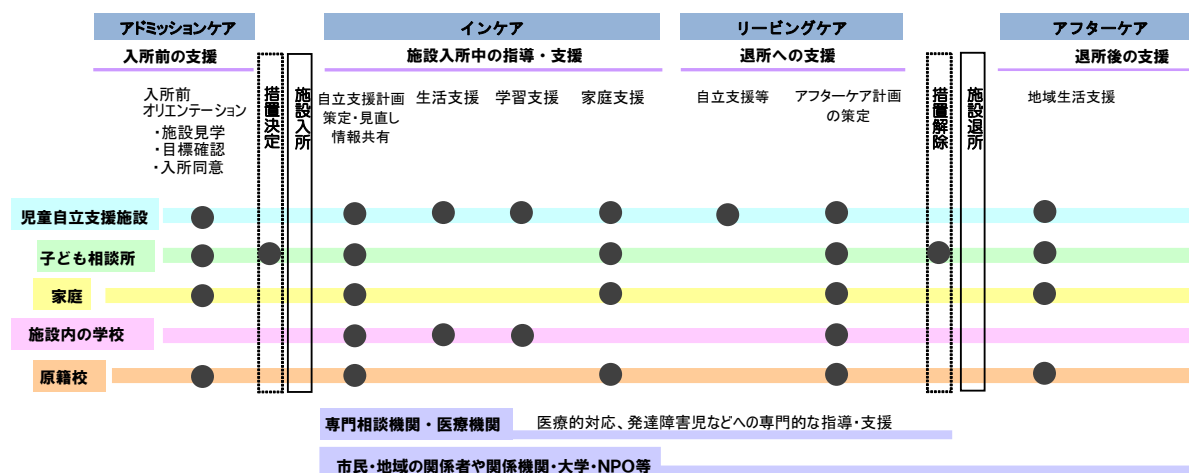
施設における指導は、「枠のある生活」の中で、規則正しい生活習慣の獲得だけでなく、子どもたちが自ら考え、主体的に活動する機会の創出、さらには、情緒的な発達の促進のための支援やコミュニケーション能力を身につけるための支援も必要になります。特に、近年は被虐待経験を持つ子どもや障害のある子どもへの心理面でのサポートも重要になっています。

このことから、子どもの抱える多様な課題に対応するための支援プログラムを、心理療法担当職員などの専門職、専門機関との連携のもと実施します。

1. 自立支援プログラムの実施

施設においては、子ども相談所等との協議の上、子どもの自立支援の展開に必要な生活支援や教育支援等を網羅した児童自立支援計画（以下「自立支援計画」という。）を策定します。また、定期的に計画の見直しを行い、子ども一人ひとりに対して入所から退所、アフターケアまで、きめ細やかな指導・支援を一貫して行い、子どもの安定した成長を支援することに取り組みます（【図表9】参照）。

【図表9】入所から退所までの支援の流れと関係機関等のかかわり



(1) 自立支援計画の策定

自立支援計画は、入所する子どもの個々の状況に応じ、適切な入所期間を想定しながら施設入所から地域社会での生活自立に向けた計画を策定することを目標とし、子どもの自立支援の視点に立った指導・支援内容の充実、家庭への支援を推進するため策定します。

自立支援計画は、入所時に子ども相談所により作成された援助計画を受け、子ども自身や保護者の意向、子どもの施設生活の状況を踏まえ、入所後1カ月程度の時期に作成します。なお、自立支援計画作成までは、子ども相談所の援助計画に基づく指導・支援を行います。

(2) 自立支援計画のアセスメント

施設は、自立支援計画に基づき支援の実施内容を確認しつつ、その効果について定期的かつ必要に応じて評価を行います。そして、その評価に基づき再度アセスメントをして自立支援計画の見直しを行い、子どもの状況に応じて適切な指導・支援を行います。

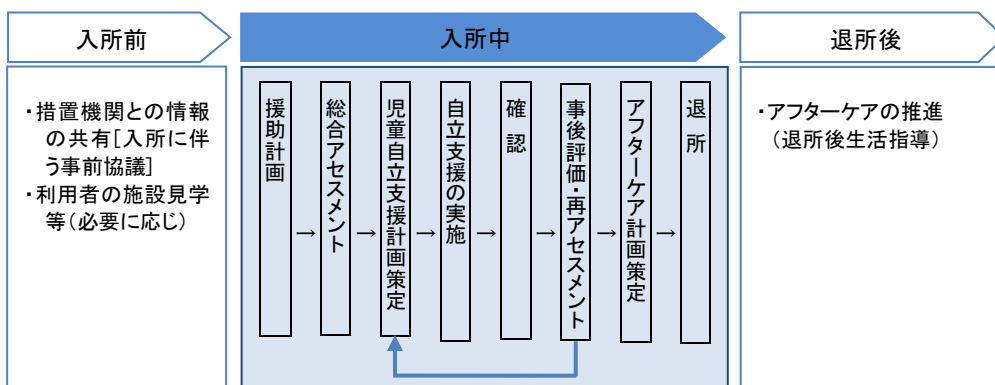
また、自立支援計画の策定、評価、見直しにあたっては、子ども相談所や施設内学校、医療機関等の専門的な助言・指導を受けながら、各関係機関のかかわりなどを確認していきます。

(3) アフターケア計画の策定

アフターケアは本施設の業務であり、退所後も子ども・保護者の相談窓口として定期的かつ必要に応じて、子どもたちが地域社会で自立した生活を営むことができるよう、子ども相談所等との協議の上、退所準備段階でアフターケア計画を策定します。

アフターケアの実施にあたっては、子どもたち一人ひとりのおかれている状況を把握し、地域の関係機関、団体等と積極的な連携を図りながら継続した支援を行います（【図表10】参照）。

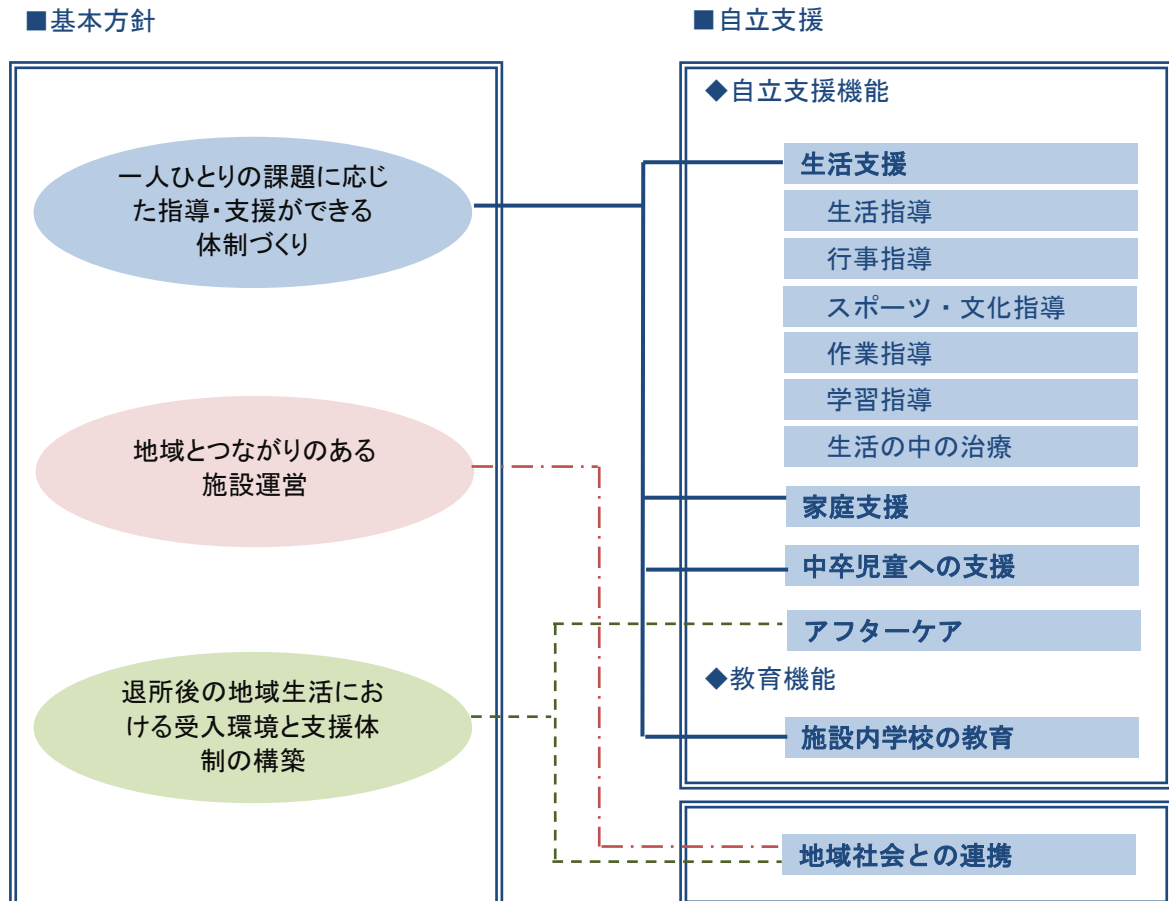
【図表10】自立支援計画のアセスメントの流れ



2. 施設の基本方針と自立支援

前述の基本方針に基づき、本市において取り組む児童自立支援施設での自立支援は、下表（【図表 11】参照）のとおりです。

【図表 11】本市の児童自立支援施設における基本方針と自立支援



第2節 自立支援機能

1. 生活支援

職員は、子どもとともにあらゆる活動に取り組む中で信頼関係を構築し、子どもの自発性・自主性を引き出すように支援します。この取組みを通して、子どもは自立に向け、社会に適応していく中で必要な協調性などを、職員をはじめ他の仲間との関係性の中で体験しながら学び、身につけていくことができるようにします。

(1) 生活支援の目標

生活支援の目標は、「健全な心身をはぐくむ」、「他者を尊重し、ともに生きる」、「自分を大切にすること」「基本的な生活を営む」、「考えて対処する」、「自分らしく生きる」、「問題性を改善する」ことです。入所児童が、自己に与えられた支援プログラムを通して、施設で生活していることの意味を理解し、目標を持って前向きに日々の生活を送ることが重要となります。あわせて、保護者等にも、子どもの置かれている状況を理解し、子どもの自立を支えていく意識を持てるように働きかけます。

子どもが、施設生活の目標を達成するためには、様々な側面から必要な支援が受けられるよう、日頃から子ども相談所や関係機関等との連携体制が必要です。

特に、子ども相談所は、子どもの措置権を有し、子ども一人ひとりの施設入所・退所の適否を判断する要となる機関であり、緊密な協働関係を構築します。

(2) 生活支援の内容

①生活指導

施設で暮らす子どもの多くは、それまでの生活のなかで発達段階に応じた基本的な生活習慣を身につけていません。

子どもの自立に向けては、基本的な生活習慣・生活技術を身につけることが重要であり、規則正しい一日の生活リズムと、寮舎での共同生活を通して、食事、睡眠、服装、掃除等の習慣が定着するように指導します（【図表 12】参照）。

食生活については、子どもの生活時間に合わせた食事の時間を設定し、子どもの嗜好や栄養管理に配慮して、食事をおいしく楽しく食べる食習慣を獲得できるように指導します。

また、清潔で身体に合い、季節にあった衣服を身につけ、安全で快適かつ家庭的な住生活空間を確保します。

健康面では、発達段階に応じ、自己管理ができるように指導します。

【図表 12】日課例

時刻	平日	時刻	土・日・祝日
6:30	起床		
7:00	掃除		
7:30	朝食	7:30	起床
8:50	登校	8:00	朝食 掃除 整頓 学習 寮活動
	学習		
12:15	昼食	12:00	昼食
13:20	学習	13:20	寮活動（スポーツ・文化活動、作業等）
15:00	下校 寮活動（スポーツ・文化活動、作業等）		
16:30	掃除	16:30	掃除
17:30	夕食	17:30	夕食
18:30	入浴 余暇	18:30	入浴 余暇
21:00	学習 日記	21:00	学習 日記
22:00	就寝	22:00	就寝

②行事指導

施設の生活は、教育環境も施設内にあることから、施設外活動が制限され、とかく単調になりがちです。この閉塞的な課題に対しては、生活にリズム感を与え、子どもの情操を豊かにするためにも、行事を通して、子ども同士や子どもと職員が、保護者や地域の関係者も交えて心の交流を深めることは、大きな意義があります。

主な行事例は、以下のとおりです（【図表 13】参照）。

【図表 13】主な行事例

月	主な行事
4月	入学式、始業式、尿検査、視力・聴力検査、内科検診、耳鼻科検診
5月	歯科検診、眼科検診、体力テスト、避難訓練、授業参観、野外活動（遠足）
6月	水泳前検診、水泳授業開始、期末テスト、運動会、修学旅行
7月	近畿児童自立支援施設協議会野球大会、期末懇談、草刈り、終業式
8月	全国児童自立支援施設協議会野球大会、盆踊り（花火）大会、夏休み許可外出、始業式、教育相談
9月	卓球大会、身体測定、野外活動（遠足）、実力テスト
10月	内科検診、身体測定、近畿児童自立支援施設協議会バレーボール大会、避難訓練、ソフトボール大会
11月	進路説明会、期末テスト、近畿児童自立支援施設協議会駅伝大会、予防接種、授業参観、音楽発表会
12月	駅伝大会、冬休み許可外出、餅つき大会、進路懇談会、終業式、クリスマス会
1月	始業式、近畿児童自立支援施設協議会卓球大会、冬山体験学習、マラソン大会
2月	私立高校受験、学年末テスト、百人一首大会
3月	卒業式、公立高校受験、修了式、春休み許可外出、就職予定者研修会
その他	散髪、誕生会、生活訓練指導（買い物等）、予防接種など

③スポーツ・文化指導

スポーツ・文化指導は、入所児童全員を対象に、主に野球やバレーボール等、集団競技のスポ

ーツ活動を取り入れて行います。スポーツの練習を通してストレスを発散し、健全な汗を流し、子どもたちはそのルールを学び、技術を磨き、「社会のきまり」よりはるかに多くの競技上の約束事を守って、同じ条件で勝敗を競い合います。特に、野球に関しては、児童自立支援施設の全国大会は60年以上の歴史があり、地区予選の開催など施設に根付いています。

また、文化活動としてのお茶やお花のおけいこ、陶芸や和太鼓等は、子どもの心身の成長に効果があり指導計画に取り入れます。

職員は、指導を通して子どもたちが、規律・協調性・自立心・責任感等を身につけ、近い将来、社会生活に活かせるように働きかけます。

④作業指導

作業指導は、農作物の育成やボランティア活動等を通して、勤労意欲の向上や心身の鍛練を図ることを目的とします。また、仲間との協働作業を通して、課題を達成する喜びを体験し、人間的ふれあいや生命の尊厳及び相互理解を深め、社会性や協調性、根気よく最後まで取り組む姿勢など、社会人として自立するために必要な態度や行動が身につくよう支援します。また、親との面談時に、子どもたちが自らの体験の苦労話をするのが親子の会話のきっかけとなり、親子改善の一つの方策となることが期待されます。

a. 農作業

支援カリキュラムとして、施設周辺の自然環境を活用した農作業を取り入れます。自然の中での作業体験を通して情操の育成を図るとともに、連帯感をはぐくみ、豊かな人間性を養います。また、数カ月後の収穫につながる体験を通して、物事の手順や時間展望を学ぶ機会となります。

b. ボランティア活動

自らの生活空間は自らで美化することを身につけるために、日常的に環境美化を行います。また、公共の場や地域へのボランティア活動を通して、「自らの作業が感謝される、地域に役立っている、地域に必要とされている」という意識が持てるように、社会参加の体験を支援カリキュラムに取り入れます。

c. 職場実習

事業主等の協力を得て、職場実習や職場見学等の体験の機会を持ち、職業観の育成に取り組みます。また、事業主等と密接に連携するなど、職場実習の効果を高めるよう支援します。

⑤学習指導

入所児童の学習指導は、教職員を中心として、施設職員との連携を図りながら実施します。

本施設に入所する子どもは、入所前には生活の乱れや怠学などにより学力に遅れのある子どもも多く、授業への集中力も低い傾向があるため、入所中は学力の遅れを取り戻すために学力の向上に取り組み、退所後は自信を持って就学できるように指導・支援を行います。

施設職員は、多様な課題がある子どもたちが落ち着いて教室学習に臨めるよう授業中の見守りなどを通して、教室での学習活動に参加します。

a. 寮舎学習

寮舎における学習指導は、昼間の施設内学校での教育活動を補完するものとして、施設職員やボランティアなどにより、基礎学力の向上や読書・創作活動・鑑賞等を中心に行います。

また、寮舎では、子どもの集団活動のスペースである食堂兼リビングルームを学習の場とし、学齢や習熟度に違いのある者同士がお互いに教えあう状況を設定し、主体的な自助・共助の意識の醸成につなげます。

b. 教材

自習を中心に、一人ひとりの学力にあった教材や図書を寮舎に常備するとともに、進路決定を援助するため、高校やハローワーク等に関する情報を適時提供します。

⑥生活の中の治療

児童自立支援施設では、発達障害の傾向が見られる子どもや被虐待経験を持つ子どもへの支援も求められています。

発達障害の傾向のある子どもについては、個別の課題に応じた治療的な支援を、また、被虐待経験を持つ子どもには、特定の大人との信頼関係を築けるよう支援するなど、心理療法担当職員と児童精神科医を中心とした治療的な支援プログラムを策定します。

また、このような子どもたちには、心理面でのサポートも重要になってくることから、子どもが抱えている多様な課題に対応するための支援プログラムを組み込んだ自立支援計画を作成し、専門職、専門機関とも連携しながら支援していきます。

a. 嘱託医・専門職員の配置

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」により、一定条件下での心理療法担当職員の配置が義務付けられたことを受け、心理療法担当職員を配置します。

また、精神療法などの専門的なアプローチを必要とする場合もあることから、嘱託医として小児科医・児童精神科医を配置します。さらに、入院等が必要な場合に備え、近隣の病院と連携して対応できる治療環境を整備します。

b. 関係機関との連携強化

発達障害や被虐待経験など、今後も時代の変化にあわせて子どもが抱える課題もより多様化・複雑化していくと考えられます。これらのニーズに柔軟に対応しながら、かつ、専門性の高い支援を実現させるために、専門職の確保とあわせて、関係機関との連携体制の強化に取り組みます。

2. 家庭支援

(1) 家庭支援の必要性

非行を起こす子どもの背景として家庭環境の影響は大きく、退所した子どもが地域に帰っても、家庭環境が変わっていないことが原因で、再び非行に走るケースもあり、子ども自身は退所可能な状態まで自立していても、家庭環境が整わず、退所が難しいことも多くなっています。

入所している子どもの早期自立を実現するためにも、保護者の協力は不可欠であり、同時に保護者に対する支援と親子関係の調整を実施します。

(2) 家庭支援の内容

①家庭支援の専門職員の配置

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」により、家庭支援専門相談員の配置が義務付け

られたことにより、本施設において、保護者に働きかけ、子どもの自立を支えるために継続してかかわれる家庭支援専門相談員を配置します。

②支援内容

家庭支援専門相談員が中心になり、入所時・入所中・退所前・退所後の各段階において、子どもと保護者の関係改善に向けた取組みを積極的に実施します。

a. 入所時の支援（オリエンテーション）

職員は、施設入所に伴う子どもや保護者の不安を軽減し、これからの生活に目標を見出し前向きに頑張ることができるように、施設の支援内容について十分な説明を行います。

そのため、入所前に、子どもや保護者に深くかかわる子ども相談所や原籍校との情報交換の機会を持ち、支援に活かします。

入所当日は、寮担当職員・家庭支援専門相談員や、必要に応じて心理療法担当職員等が面談に立ち会い、子どもや保護者の気持ちに寄り添いながら信頼関係の構築に努めます。

b. 入所中・退所前の支援

入所中は、面会時や行事来園時、家庭訪問等を通して家庭支援を行い、また、退所前のリーディングケアの段階から家庭やその他関係者と連携を図り、退所する子どもの家族関係や社会適応がスムーズになるように取組みを行います。

c. 退所後の支援

退所後は、地域の関係機関と協働して家庭支援に取り組みます。

3. 中卒児童への支援

義務教育修了までに自立目標を達成できない子どもや、義務教育修了後、進学したが、引き続き自立目標達成のために援助が必要な子どもは、中卒児童として施設内で継続的に支援します。

支援プログラムは、生活指導とともに、今後の生活に備えて社会的スキルや金銭感覚が身につくような内容と、進学（支援学校・職業訓練校を含む）や就労に向けた進路別の内容及び高校生活の支援になります。

学齢児と同じ居室で生活する期間では、寮内での行事に参加するなど他の子どもとの関係を保ちつつ、生活日課や役割等について、子どもの状況により学齢児とは異なる柔軟な対応をしていくことで、中卒児童としての自覚を促していきます。

（1）進学に向けた支援

進学を希望する子どもは、高校受験に向けた中学内容の学習が中心となります。また、生活が単調にならないように、農作業等にも参加します。

一方、学習の習熟度によっては、通信制高校と連携を図り、学習意欲が落ちないようにします。

生活面では、自由時間やレクリエーション時間の一部を学習時間にあてるなどし、進学に向けた支援を行います。

（２）就労・単身生活に向けた支援

①就労支援

就労の場合、今までの学校を中心とした生活から、労働が中心となる生活になります。こうしたことから、長時間労働を行うことのできる体力と持続力づくり、及び就労意欲を高めるとともに仕事に対しての自信を深める目的で、資格試験受験への取組みを行います。

また、職場での実習を取り入れることで、就労のイメージづくりと就職への動機づけの強化を行っていきます。

②単身生活に向けた支援

就労を希望する子どもで、実習が始まり、就職への準備段階に入ると、退所後の単身での生活を想定し、寮に併設する自立支援室で自活訓練と就職準備をします。

子どもが、ミニキッチンや浴室・トイレのある部屋で生活し、日常生活での家事を経験することで、社会生活のイメージを作り、自立した生活への動機づけとします。

また、単身生活になった場合、一人で過ごす時間が多くなります。それまで、比較的集団の中で過ごすことが多い生活であったために、一人での過ごし方がわからず、以前の交友関係に戻っていくこともあります。こうしたことから、就労時間以外の余暇時間を、一人であっても過ごすことができるように支援していきます。

（３）高校（特別支援学校・職業訓練校を含む）への通学

施設での自立目標は達成しているものの、家庭環境の調整ができておらず、家庭に戻れば、早期に入所前の不安定な生活状況に戻ってしまうことが危惧される場合、適切な生活の場が準備できるまで、施設から通学します。

通学の場合、施設外の開放的な生活と施設内の「枠のある生活」との折り合い方法を、子ども自らが見つけながら安定した生活ができるように支援していきます。

４．アフターケア

（１）アフターケアの目標

施設生活を通して自立の力を身につけても、退所後に進路を断念したり、非行グループに戻る子どももいます。そのために、地域での生活を支え、見守る環境をつくることを目標とします。

子どもの施設退所にあたっては、子ども相談所との連携のもと原籍校や家庭との調整を行うほか、地域に戻った後も、職員による定期的な地域・家庭への訪問や、退所した子ども自身にも施設への通所を促すことで、生活状況を報告したり、不安や悩みを相談できる機会をつくり、安定した地域生活が送れるように支援します。

① 担当職員の配置と地域での見守り体制

本施設では施設退所後の支援の必要性を重視し、家庭支援専門相談員を配置し、退所後の子どもの相談窓口として位置づけるとともに、アフターケア計画に基づき、退所準備のリービングケア段階から、帰宅後の関係機関やその他関係者と連携を図り、地域での見守りの準備を行います。

②退所後の環境調整

施設生活を通じて入所児童の成長が認められても、保護者不在の家庭や虐待の背景を有する家庭など、通常の家復帰が難しい子どもが増えています。

特に、児童養護施設等からの措置変更の子どもは、保護者や家族と疎遠になっていることが多いため、入所時より関係機関が協働して退所後の環境調整に取り組む必要があります。

退所児童の地域での生活の場となる受け皿の確保は、重要な退所時支援のひとつとなっています。保護者や家庭にかわる資源としては、児童養護施設や里親、ファミリーホーム、自立援助ホーム等が考えられ、これらの利用について検討します。

第3節 教育機能

1. 教育環境

(1) 学校設置の根拠

平成9年の児童福祉法改正において、児童自立支援施設入所中の小・中学生に対して就学義務が課せられました。

本市は、既に学校教育を導入している他の児童自立支援施設と同様、施設内に学校を設置します。

(2) 学習環境の構築

本施設では特別な支援を必要とする小・中学生への教育を保障すること、小・中学生が施設生活とともに学校でも安心して学習できる環境をつくることが必要であり、教室や運動場といった教育施設を整備します。

(3) 学校教育の実施形態

本市において過去に入所した小・中学生の多くは、下表（【図14】参照）のように中学生が占めています。

本市では、入所を想定される小・中学生の人数と年齢等を踏まえ、人数が少ないと想定される小学校は「分教室」、人数が多い中学校は「分校」の形態で学校教育を行います。

【図表14】本市の児童自立支援施設入所措置人数（各年度3月1日現在）

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学生	0	0	3	4	3	1	3
中学生	24	18	19	21	17	18	17
中学卒業生等	0	0	0	0	0	0	0
合 計	24	18	22	25	20	19	20

※大阪府立子どもライフサポートセンターは除く

※教室数・教員数は各年度5月1日現在の措置人数に準拠します

また、小・中学生は年間を通して不定期に入所し、家庭や原籍校からの分離により心身が不安定な状況にあるため、施設内学校の授業を受ける前の調整として、入所後しばらくは、寮舎での生活や本館での個別学習を中心に施設職員と教職員が寄り添い、自己の課題の整理と生活意欲の喚起を図るなど、生活と教育が連携・協働された指導を行います。

2. 学級編制

男女共修を原則として、小学校は複式による1学級、中学校は各学年1学級の計3学級を基本としますが、その運用は、入所する小・中学生の人数等を勘案した上で柔軟な対応を行います（【図表15】参照）。

あわせて、特別な支援を必要とする小・中学生の入所に際しては、その特性に配慮した学級編制を行います。

【図表 15】本市の児童自立支援施設入所措置人数：中学生学年別（各年度3月1日現在）

年 度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 年生 男子	2	2	2	2	2	1	3
女子	1	1	1	0	2	1	0
2 年生 男子	7	2	7	3	7	5	1
女子	0	4	1	2	0	2	4
3 年生 男子	7	8	2	11	4	9	6
女子	7	1	6	3	2	0	3
男子 合計	16	12	11	16	13	15	10
女子 合計	8	6	8	5	4	3	7
総 計	24	18	19	21	17	18	17

※教室数・教員数は各年度5月1日現在の措置人数に準拠します

3. 教育の内容

（1）教育課程

文部科学省が定める指導要領における授業時間数の1単位は小学校が45分、中学校が50分となっていますが、本施設の学校教育における授業時間については、入所中の小・中学生の特性や施設の運営に配慮して、小学校・中学校共に45分授業とし、不足した授業時数は、夏季休業期間等で補充することとします。

学習指導要領に沿ったカリキュラムを基本とし、施設生活支援の中心である施設職員も授業場面に参加して、課題がある小・中学生の安定を図るなど、一人ひとりにあわせた指導が行えるよう協働して学校での学びの充実を図ります。

（2）課外活動

施設内学校の教育計画に基づいて行われる課外活動は、原則として学校と施設が協働して行う活動とし、指導に取り組みます。

教職員は、昼食活動、スポーツ・文化活動等にも参加します。

（3）原籍校との連携

原籍校は、小・中学生が施設内学校へ転校した後も、定期的な面会や教職員・施設職員との面談、施設行事への参加など、施設内学校との情報共有に努め、復学を希望するときは、円滑に受け入れできるよう体制を整えておきます。

卒業認定や調査書等の作成は在籍校（小学校は分教室の本校、中学校は分校の本校）で行うことを基本としますが、卒業については、保護者や本人の希望を確認の上、原籍校からの卒業も可能とします。

(4) 給食

学校給食は行わず、寮舎にて昼食をとります。その際には、教職員も寮舎と一緒に昼食をとります。

4. 職員体制

(1) 管理職

児童自立支援施設内の学校教育を管理するため、副校長又は教頭を配置します。

(2) 教職員及びその他の職員

小学校及び中学校それぞれに教員を配置します。また、養護教諭、事務職員を配置します。スクールソーシャルワーカーは、施設の心理療法担当職員と家庭支援専門相談員が兼務します。

第4節 地域社会との連携

施設において子どもたちが早期に自立するためには、自立支援活動における指導や、退所後の地域生活においても手を差し伸べる市民や地域をはじめ、多くの関係者・機関等の理解と協力が必要です。

本施設では、施設を取り巻く人的・物的な社会資源を積極的に活用するとともに、地域社会と連携した地域とつながりのある施設運営をめざします。

1. 地域社会との連携による施設運営

施設を退所した子どもが安定した地域社会生活を送るためには、社会的な知識とライフスキルが必要です。

ライフスキルとは、人がよりよく生きるために「なにを、どうするのか」という選択の場面で必要な技術です。

例えば、社会で生活をする上での基本的なマナー、お金の使い方や公共機関（市役所、金融機関等）の利用などのノウハウ、周囲に流されないようにする知恵、自分の気持ちをうまく伝えるための技術などであり、退所した子どもたちが自分の目標を実現したり、自分らしく生きるための大切な知識や技術です。

従来、このような技術は、生活の知恵として家庭で親から子どもへ、また、子ども集団の遊びの中で年長者から年少者へと生活体験を通して伝えられてきましたが、今日、少子化や地域社会の変化が進む中で、身につける機会が減少しています。

本施設では、子どもたち一人ひとりの課題に応じ策定した自立支援計画に基づき、施設だけでなく地域の関係者の協力も得てライフスキルの修得を支援します。また、施設退所後もアフターケア計画に基づき支援を継続します。

このようにして入所期間中から退所後まで、市民や地域、関係機関・団体等の外部人材の協力を得て地域と一体となった支援の展開を図ります（【図表 16】参照）。

（1）入所中

入所中の子どもたちに対しては、ボランティアやNPO、大学等との連携による学習やスポーツ・文化活動及び園芸や農作業などインケアの充実に努めます。

施設の生活・学習・対人関係スキル等の各場面（具体的には、調理、園芸、スポーツ、音楽等）での支援協力を得ることで、多様な体験や文化に触れる機会をカリキュラムに組み入れることができます。

（2）退所後

退所後の子どもの生活を見守り支えるためには、子どもの地域生活や社会適応の環境調整等について支援する施設や帰宅後の関係機関やその他関係者が連携してアフターケアに取り組み、その充実に図ります。

また、こうした活動は、退所児童の社会適応への支援にとどまらず、地域に在住する非行等の課題がある子どもへの支援や地域の青少年健全育成にもつながることが期待できます。

2. 地域とつながりのある施設

施設の取組みについて、地域や市民の理解と協力を得るためには、地域とつながりのある施設であることが求められます。

施設の取組みや子どもたちの姿を正しく伝えながら、子どものプライバシー保護に配慮しつつ、地域との交流を通じて地域理解を深め、あわせて専門施設としての情報発信に努めます。

(1) 地域交流への取組み

施設の体育館、プール、運動場、会議室を利用するための規定を設け、地域活動の場として提供するとともに、青少年健全育成に関する講習会や研修会を企画したり、地域の関係者を施設行事へ招待するなど、地域の理解と交流を深める取組みを進めます。

あわせて、子どもの受け入れ環境に配慮しながら、子どもとともに地域の清掃活動等のボランティア活動に参加するなど、地域とのつながりを大切にします。

(2) 地域への情報発信

地域に向けて、本施設の基本理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布し、施設に対する地域の人々の理解を深めるよう努めます。

また、地域の取組みや子どもたちの立ち直りの姿を情報発信し、子育てや思春期における問題行動への対応ノウハウなどを地域社会に還元します。

(3) 専門施設としての社会的役割

関係者の視察・見学や学生等の実習の受入れをはじめ、非行相談等に接する司法・教育・福祉分野の関係者や関係機関の研修の場として施設設備を提供し、研修カリキュラムの一端を担うなど、非行少年の自立を支援する専門施設として、社会的役割を果たします。

(4) ボランティアの受入れ

ボランティア等の受入れ体制を整備するとともに、ボランティア活動の受入れにあたっては、登録手続き、事前説明等に関する項目などマニュアルを整備し、ボランティアに対して必要な研修を行います。

なお、ボランティア活動により知り得た情報について守秘義務を課し、子どもたちのプライバシーに十分配慮します。

3. 地域の社会資源

子どもの自立を支援する社会資源として、地域の人的・物的資源を活用することが考えられます（【図表 17】参照）。

子どものニーズの変化によって必要な社会資源も変化しますので、できるだけ多くの社会資源を掘り起こし、入所児童の実態に応じた活用メニューを取り入れて、子どもたちの早期の自立を支援します。

本施設は、子どもの変化から生じる多様なニーズに対し、臨機応変に社会資源を活用するとともに、より多くの人的資源の参画により施設機能及び自立支援のより効果的な運営を図ります。

【図表 17】本市の児童自立支援施設において活用が考えられる地域の社会資源

地域の社会資源		目的	内容例
人的資源	ボランティアによる支援	スポーツ活動支援	・野球、バレーボール、卓球、駅伝競走
		文化活動支援	・茶道、 ・音楽、陶芸、絵画、書道
		作業活動支援	・園芸 ・パン、菓子、ジャムの調理
		社会学習等支援	・学習 ・ライフスキルの修得
		家庭への支援	・見守り ・社会生活上の助言
物的資源	体験の場	農地での農業体験	・野菜の栽培・収穫
		社会参加体験	・ボランティア活動
		事業所での体験	・職業体験

第5節 施設の運営

1. 運営手法の検討

平成23年の児童福祉法施行令改正により、児童自立支援施設の公設民営化も妨げられないものとなりましたが、現在のところ、全国54カ所の公立施設すべてが公設公営を継続しており、指定管理者制度等の公設民営方式は導入していません。児童自立支援施設の民営化が困難な理由として、家庭裁判所の保護処分で入所する子どもがいるなど、公共性の高い施設であるため、施設運営の安全性・安定性の確保が必要であること、公営と同等以上の支援の質を確保できる人員配置を行える財政的基盤が必要なこと、運営に支障が生じた場合に代替施設が少ないことなどが挙げられます。そのため、本市施設の運営においても、市直営を基本とします。

2. 小舎交替制

(1) 小舎制寮舎

本施設は、職員と子どもが触れ合う時間を十分に確保し、早期の自立を支援するために、1寮の入寮児童数は10名以下の小舎制とします。

また、入所している子どもが生活をともにしながら、お互いによき刺激を受け合うことができるように、寮舎についても家庭的な工夫を行います。

(2) 交替制による施設運営

発達障害や知的障害などの多様な課題がある子どもの入所が増加しており、専門知識を持った施設職員が、チーム体制で子どもの指導に臨む必要があります。また、退所後のアフターケアには、直接子どもを指導するためのマンパワーが求められます。

児童自立支援施設の支援形態は夫婦制と交替制とに分かれますが、労働条件や人員確保の継続性を考慮し、本市施設では、現在多くの児童自立支援施設で採用されている交替制による運営とします。

なお、夜間は、夜間・休日対応職員を配置し、緊急時にも対応できる体制をとります。

運営にあたって留意すべき主なものは、以下のとおりです。

- ① チームリーダー（寮長）を軸とするチーム体制での運営を行うにあたっては、子どもとの信頼関係の構築を大前提として、寮担当職員全員による情報共有を徹底し、一貫した支援が行える体制とします。
- ② 退所後のアフターケア体制の充実を図るため、日常の勤務ローテーションに職員のアフターケア活動日を組み込みます。
- ③ 集団での生活で起こり得るトラブルに対応するため、子ども一人ひとりの特性を把握した集団を構成し、施設職員の集団管理能力の向上に取り組みます。
- ④ いじめや暴力などの防止のため、施設職員等が見守りやすく、かつ、トラブルが発生した場合にも早期に発見しやすいように、ハード面の工夫をします。

3. 組織体制

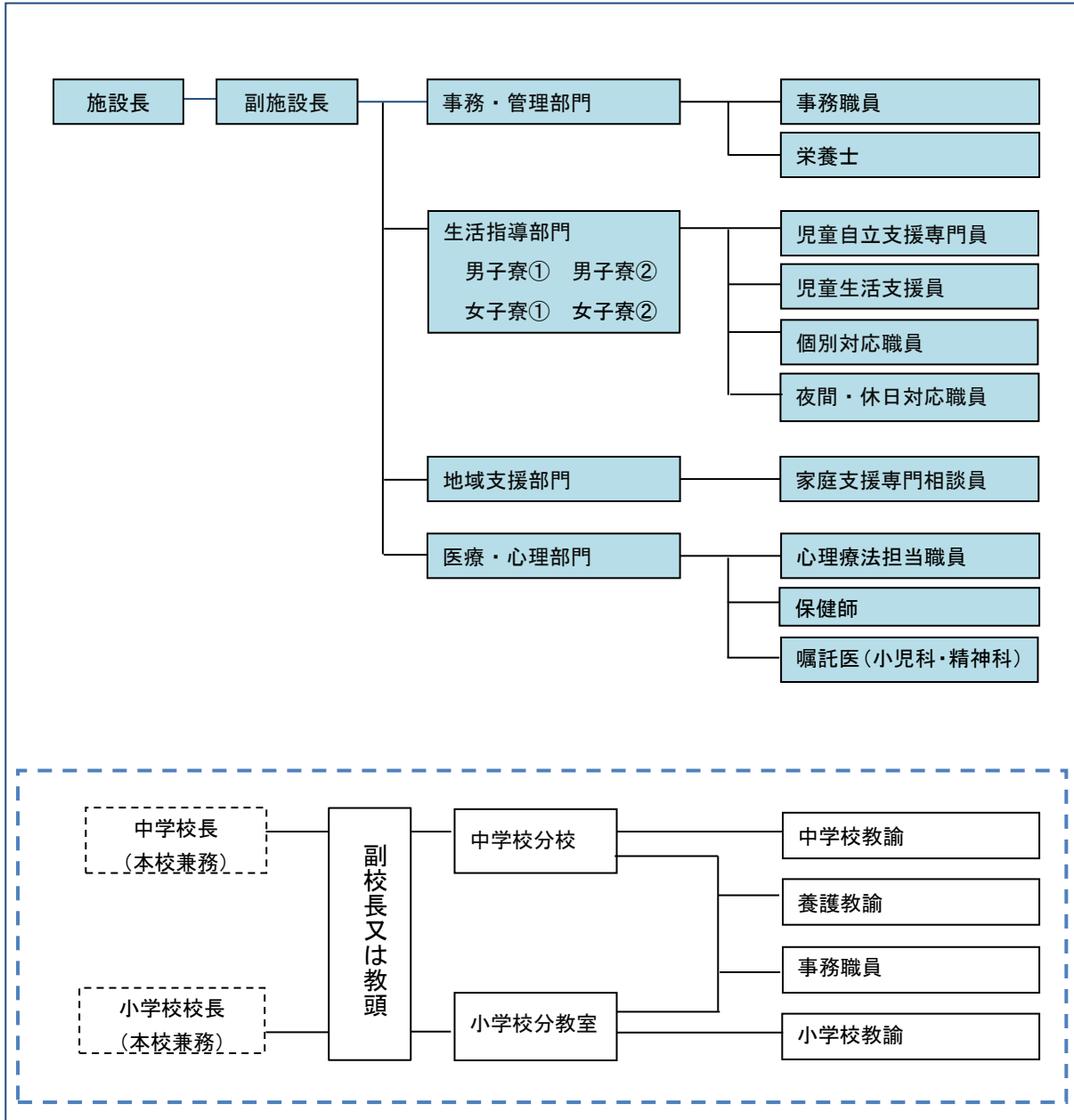
施設機能を発揮するため、寮担当職員が生活指導だけでなく、アフターケア等を含めた子どもへのあらゆる指導を担うという従来の方法から脱却し、すべての職員が、それぞれの専門の分野において子どもとかわり、チーム単位で子どもの自立を支援する体制を整備します。

(1) 施設組織

施設職員の構成は新任、中堅、基幹的職員によるチーム支援が組めるように、経験や年齢・性別に配慮した配置とします。

また、各部門の協働による一貫した施設運営を行います。

【図表 18】本市の児童自立支援施設組織図



(2) 職種

①事務・管理部門

a. 施設長

施設長は、施設職員の統括、施設管理を担うほか、外部からの研修の受入れや地域との交流、関連機関との連携等についても積極的にかかわります。

また、副施設長とともに、職員の適性や能力を見極めながら、よりよい支援が行える体制となるようマネジメントを行うとともに、社会のニーズに応える「養育」をめざし、職員の意見を反映しながら施設で行っている養育に定期的な評価・分析を加え、その質の向上に取り組みます。

なお、可能な限り子どもとかかわれる時間を確保するよう努めます。

b. 副施設長

施設運営の実務面での要職として、施設長を補佐し関係機関との調整や生活指導職員へのスーパーバイザー機能を果たす副施設長を配置します。

多様な専門職がかかわり合いながら支援を行うため、指導方針の不一致が生じないように、全体を統括し、調整や方向性を示す役割が必要になります。

副施設長は、寮間や学校との調整を図り、必要に応じて助言・指導を行います。そのため、子どもへの処遇に関する知識や経験が必要となることから、児童自立支援専門員などの資格・経験を有しており、マネジメント力を有する職員を配置します。

c. 事務職員

施設運営に関する事務、施設の維持管理などの業務を行う職員を事務・管理部門に配置し、寮運営に携わる生活指導部門との連携のもと、子どもの日常生活がスムーズに運ぶようサポートします。

d. 栄養士

入所児童の食事を調理する調理部門は外部への業務委託としますが、施設での食事に関する栄養管理と、施設と委託業者との窓口役として、栄養士を配置します。業務委託にあたっては、提供する食事の質が確保されるような体制の確保を求めるとともに、施設の行事やプログラムなどに応じて、柔軟に対応できるよう定期的な協議を行います。

②生活指導部門

a. 児童自立支援専門員・児童生活支援員

入所児童の生活・学習・作業指導全般を行い、社会的な自立を支援する児童自立支援専門員と日常的な生活支援を行う児童生活支援員を各寮舎に配置します。職員チームが親代わりとなって、一般の家庭に近い小集団の中で子どもと生活をともにしながら、さまざまな指導を行います。

b. 個別対応職員

入所している子どもの中には、自尊感情が低下しているためにすぐに自暴自棄になり、また、自分の言動を正しく認識したり、相手の感情を思いやることができず、周りトラブルを起こすことが少なくありません。

そのような子どもたちに対して、自尊感情を高めるアプローチを行うとともに、他者との良好な人間関係をつくり、その関係を維持するための「知識」と「具体的なスキル」を習得できる個

別カリキュラムを作成し、寮担当職員や心理療法担当職員とともに良好な施設生活を送れるように指導します。

c. 夜間・休日対応職員

多様な課題がある子どもたちへの寮内指導や、保護者をはじめ関係機関からの通信対応等が生じる場合も多々想定されるため、夜勤にあたる施設職員を補佐したり、寮中心の活動となる休日に施設職員とともに、子どもたちの支援を行うための夜間・休日対応職員を配置します。

③地域支援部門

a. 家庭支援専門相談員

入所児童の家庭に対し、必要な助言・指導を行いながら、子どもの自立を一緒に支える家庭環境を整えるとともに、親子関係の改善や子どもの退所後のアフターケアを行います。複雑な事情を抱える家庭も多く、かかわり方には十分な配慮が必要になります。

また、市民との連絡調整や地域交流の企画・実行など、施設外との接点となる役割も担うことも想定しています。そのため、児童自立支援専門員などの経験など豊富な経験や高いコミュニケーション能力を有する職員を配置します。

④医療・心理部門

a. 心理療法担当職員

子どもや保護者に対する精神的・心理的ケアを担います。また、子どもや保護者との面談のみならず、施設職員に子どものかかわりについての助言を行い施設職員全体の資質向上に寄与します。

主たる業務としては、入退所時の心理面接、セラピー、カウンセリング、関係機関との連絡調整があります。

b. 保健師

保健師は、入所児童の日頃の健康管理に携わるとともに、感染症の防止や、入所前の喫煙や薬物使用、食事面、睡眠面での不健康な生活を改善し、退所後も子ども自身で健康について自己管理ができるようにサポートを行います。

また、思春期の性の悩みや問題に対応するため、本施設では保健師を中心に性教育や性暴力再発防止プログラムの実施に取り組みます。

c. 嘱託医

入所児童の中には、入所に伴う環境の変化から心身のバランスを崩し、不眠や情緒不安定等の症状を訴えることも多く、専門医の診察や生活指導面での助言が欠かせません。

その他、これまでの生活状況の中で放置されてきた、虫歯治療や視力矯正、蓄膿治療等、多方面にわたる医療的なかかわりは、子どもが安心して施設生活を送るためには不可欠な要素であり、嘱託医（小児科・精神科）に加えて、近隣の医療機関との連携を図ります。

(3) 専門性の向上と職種間の連携への取組み

本施設は、各機能・分野に応じて専門職を配置する支援体制を想定しています。そこで、各職種の専門性の向上が図れるよう、研修体制の充実に努めるとともに、職種間の役割分担や連携のあり方を明確にすることで、職員それぞれの専門性を最大限に発揮しつつ、子どもの自立を支援できる体制の構築に取り組みます。

また、人事労務面でのコンプライアンスを遵守し、職員が働きやすい環境の整備に努めます。

4. 権利擁護

子どもの権利擁護のあり方については、「児童自立支援施設運営指針」に以下の項目が挙げられています。

- ①子どもの尊重と最善の利益の考慮
- ②子どもの意向や主体性への配慮
- ③入所時の説明等
- ④権利についての説明
- ⑤子どもが意見や苦情を述べやすい環境
- ⑥被措置児童等虐待対応
- ⑦他者の尊重

本市においては、施設長をはじめ職員が常にこれらに配慮するとともに「子どもたちの人権を尊重した姿勢」で個々の支援の実施に反映させます。

具体的には、職員と子ども及び職員と保護者の信頼関係を形成していく中で、自立支援計画にそって、職員全員の共通認識のもと、子どもの最善の利益に取り組みます。

また、入所に伴い、子どもの権利ノートに加え、施設生活のしおりを配付し、施設生活の中で守られる権利や、義務・責任についてわかりやすく説明し、子どもたち自身が主体的に生活の改善や自己の課題を解決できるように助言・指導をします。

更に、権利擁護の仕組みを確立して、子どもをはじめ職員が、意見を述べやすい環境を整えるとともに、外部から第三者委員を委嘱し、入所児童への支援について定例会を持ち、子どもに対する職員の専門分野のスキルの向上に努めます。

5. 第三者評価

平成24年3月29日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長及び社会・援護局長通知「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」では、施設に対して3年に1回以上の第三者評価の受審とその結果の公表、及び第三者評価の項目に基づく年1回の自己評価が義務付けられています。

本施設は、職員が一丸となって、子どもの最善の利益の実現のために、施設運営の質の向上を図るための取組みを行います。

第6節 職員の育成と確保

1. 人材育成

(1) 施設職員の育成

児童自立支援施設では、多職種が協働して子どもの指導・支援にあたることから、各職員自らが専門性を持ちながら、連携して業務にあたる必要があります。そのため、「各々の専門性を高める」、「職種にかかわらず必要な知識を習得する」、「多職種の職員を統括する職員を育成する」、という3つの視点を持って施設職員の育成を実施します。

また、研修・実習の受入れや、入所ケースを通じた助言・指導などを通じて、市内の教職員や福祉分野の人材の育成に努め、地域社会全体の青少年健全育成への取組みを支援します。

(2) 教職員の育成

児童自立支援施設に配置される小・中学校の教職員を対象に、教育委員会との連携のもと、児童自立支援施設について理解し、入所している子どもの生活の様子を知るための研修や、非行児童や発達障害の傾向がある子どもへの指導方法を学ぶ研修などを実施します。

また、本施設内学校以外の教職員にも、同様の研修を行うことで、退所後の子どもの受入れや見守りでの連携が緊密になることや地域での非行予防や対応の充実につながることを期待できます。

(3) 関係機関職員との交流

人材育成にあたっては、子ども相談所をはじめ全国児童自立支援施設協議会等の関係機関と協力し、合同研修会や情報交換会、人事交流などを積極的に行います。

これにより、より専門性の高い研修の実施や、スーパーバイザーなどの人材発掘を広い範囲で行える環境づくりを行うとともに、非行予防のノウハウやネットワークを広げていきます。

(4) メンタルヘルス

多様な課題がある子どもの入所の増加に伴い、職員と子どもとの対峙も多く、その指導には時間がかかるとともに職員の精神面・情緒面の負担は大きくなります。

施設にできること、職員にできることには限度があり、特に、担当職員が子どもの課題への対応を一人で抱え込むと、心身のバランスを崩しかねません。

本施設は、日頃からチーム指導体制のもと、子どもと接する職員一人ひとりのスキルの向上を図るとともに、心身の健康を支えるための体制を充実します。

2. 人材確保

(1) 人材確保スケジュール

寮舎は、職員の人材確保及び育成の観点から3カ年かけて段階的に開設します。

施設開所年度を第1次開所とし、2寮20名（男子1寮10名・女子1寮10名）での運営、その翌年度を第2次開所とし、3寮30名（男子2寮20名・女子1寮10名）での運営、翌々年度から全面開所とし、4寮40名（男子2寮20名・女子2寮20名）での運営とします。

したがって、寮舎での直接指導を行う児童自立支援専門員・児童生活支援員の確保については、資格要件等があるので、開所前から全面開所にいたる複数年にわたり採用計画を立てます。また、国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所や全国の児童自立支援施設に協力を求めています。

(2) 職員研修プログラム

子どもへの指導・支援に際して、職員には、「児童自立支援の理念」、「関係法令」、「権利擁護」、「アセスメントと自立支援計画」、「自立支援の実践」、「リスクマネジメント」、「関係機関等との連携」などの専門知識と技術が求められます。

このため、開所に先立って、国立武蔵野学院児童自立支援専門員養成所で実施される厚生労働省による研修や全国児童自立支援施設協議会主催の研修、全国児童自立支援施設協議会の各ブロックで実施される研修に参加していきます。また、児童自立支援施設での実務経験者や学識経験者による研修や他府県の児童自立支援施設への実務研修も実施します。

なお、こうした研修は、開所後も、計画的に行い職員の資質向上をめざします。

第3章 児童自立支援施設整備計画

第1節 施設整備のコンセプト

入所してくる子どもたちの多くは、親の愛情に恵まれず、他者や社会に対する信頼感の欠如や、自尊感情の低下がみられます。また、発達障害のある子どもも増える傾向にあります。このような課題を抱える子どもたちが生活する場となる本施設の整備については、職員の愛情を受けながら、安心して生活が送れる環境づくりをめざします。

【施設コンセプト】

「あたたかい家庭的な雰囲気の中で育ち育てる場」

1. 立地環境

本市の児童自立支援施設の整備にあたっては、その基本理念からも社会資源を活用して、市全体で子どもを支援していくことができる整備場所の選定が必要となります。

施設の立地環境と敷地の条件について、以下の点に配慮し、整備場所を選定しました。

- ①恵まれた自然環境で落ち着いた生活が確保できること。
- ②施設内に学校教育、作業体験等の機能を有した施設運営が可能な広さが確保できること。
- ③退所後のアフターケアや家庭支援、地域交流や入所児童の職業体験実習等、施設の外とのかかわりを想定し、交通の利便性が確保されること。

2. 施設整備の基本的な考え方

本市の児童自立支援施設は、以下の基本的な考えに基づき、施設整備を行います。

①愛情のある、質の高い支援を実現できる施設

子どもたちの見守りが可能であるとともに、子どものプライバシーや機能面等に配慮した施設配置や動線計画とします。

②安全に配慮した、安心して支援が受けられる施設

計画敷地が谷間地形であるため、大雨や地震等の自然災害への対策に配慮し、耐震性を高めるとともに、効果的な運営のため、平屋建ての建物とします。また、敷地境界にはフェンスや植栽を設けて、外部からのプライバシーを確保します。

③自然環境や人にやさしい、あたたかみのある施設

防災面に配慮しながらも、現状の自然地形をできるだけ利用した計画とし、また、周囲の自然を活用した、経済的で自然環境にやさしい整備を行うこととします。

建物には木材等の自然素材を使い、自然の光や風を取り込んだ、明るくあたたかさを感じる空間づくりを行い、子どもたちの安全・安心と快適性を確保した家庭的な施設とします。

また、誰もが使いやすい、ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしい施設とします。

3. 計画地

(1) 位置

計画地は、堺市の南部に位置する南区泉田中 1052 番地ほかとします（【図表 19】参照）。

【図表 19】計画地周辺図



(2) 立地及び交通アクセス

計画地は、南部丘陵地域の西北にあり自然の豊かな地域で、近くには農業公園等、自然環境を活用した施設が整備されています。

幹線道路からは少し奥まった静かで落ち着きのある場所ですが、鉄道や高速道路からも比較的近く、交通アクセスにも恵まれた場所です（【図表 20】参照）。

【図表 20】 交通アクセス

	アクセス
鉄 道	■泉北高速鉄道「榎・美木多駅」からバスで12分 (南海バス泉北榎地区線「御池台5丁(南老人福祉センター前)」停留所下車)
自動車	■阪和自動車道堺ICから府道堺かつらぎ線で南へ約7km ■阪神高速湾岸線「助松 JCT」から堺・泉北有料道路「太平寺出口」を出て南へ約7.3km

(3) 敷地概要

計画地の敷地概要は、下表（【図表 21】参照）のとおりです。

【図表 21】 敷地概要

所 在 地	堺市南区泉田中 1052 番地ほか
敷 地 面 積	64,720.18 m ²
前 面 道 路	敷地北側で府道堺かつらぎ線に接道
都市計画区域	市街化調整区域
用 途 地 域	指定なし
建 ぺ い 率	60%
容 積 率	200%
日 影 規 制	日影4時間、2.5時間 測定面4m
高 度 地 区	指定なし
防 火 地 域	指定なし

第2節 土地利用計画

1. 開発行為

計画地は大規模な戸建住宅地の開発が許可されています。本市が児童自立支援施設を整備するに当たっては、新たに施設の開発許可を受ける必要があります。

2. 造成計画

(1) 前提条件

造成計画上の前提条件となる法規制は、下表（【図表 22】参照）のとおりです。

【図表 22】造成計画上の法規制

根拠法令	項目	内容
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	該当する
砂防法	砂防指定区域	南側の一部が該当する
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域	中央部北東側の一部が該当する
	土砂災害特別警戒区域	同上

(2) 上下水道等の整備

上水道については、計画地に水道管が引き込まれていますが、開発に当たっては、市関係部局と協議の上、敷設し直す必要があります。

下水道については、計画地の前面道路に下水本管が敷設されているので、市関係部局と協議を行い、公共下水に接続します。

雨水排水についても、計画地の前面道路に雨水本管が敷設されており、既設管との接続を図りますが、計画地内に調整池を整備することで、敷地外への流出量の増加を抑制します。

電気、ガス及び電信電話については、最寄りの既設電柱からの引込みやガス本管の延伸など、関係機関と協議する必要があります。

(3) 造成計画の基本的な考え方

計画地は、宅地開発時の造成工事が途中で中断されており、防災計画に基づき、計画地北側から中央部まで排水工事が施工されています。そのため、既存の防災計画を踏襲し、計画地中央部から上流側までの残施設を整備していく方針とするか、児童自立支援施設の配置計画に基づく防災計画を新たに策定する方針とするか検討する必要があります。

また、計画地は標高 85～125m程度の北西下りの傾斜地で、南部は、東側に平坦造成部がありますが、その西側は未造成地で窪地となっており、南面は高低差約 15～25mの未整備斜面となっています。そのため、円滑な排水ができ、衛生的な環境となるよう、現況の窪地形を解消する盛土計画や未整備斜面となっている崖地の健全な法面整備計画を検討する必要があります。

以上を踏まえた上で、切土、盛土の土量バランスなど整備費用を抑制できる手法も考慮して造成計画を決定します。

3. 土地利用計画

(1) 土地利用の考え方

敷地の形状を利用した効率的な土地利用計画が望ましいことから、寮舎と運動場の配置を中心とした施設整備を計画しその周辺に、本館等の施設や屋外作業スペースを配置します。

(2) ゾーニング

本施設の整備にあたっては、子どもの寮舎での生活場面と学校での学習場面との切替えや近隣住民の施設利用を考慮した上での、ゾーン整備を予定しています。

なお、体育施設（体育館、プール）や農場については、子どもの移動時の動線等に配慮し配置します。

①本館（事務・管理部門、教育部門（校舎））ゾーン

施設職員と教職員が連携して施設の運営を効率的に行うため、事務・管理部門と教育部門（校舎）は、まとまった1つのゾーンとして整備します。

②生活（寮舎）ゾーン

子どもたちの日常的な生活の場となる寮舎は、管理面とともに外部からの刺激やプライバシーに配慮します。

③運動場ゾーン

運動場は、近隣住民の利用も視野に入れつつ、子どもたちのプライバシーも確保するため、本館や寮舎との適切な間隔を考慮して配置します。

第3節 建築計画

1. 本館

施設の事務・管理部門と教育部門（校舎）は、本館に一体整備します。

本館の事務・管理部門には職員が利用する機能を中心に、また、学校教育を行う校舎は、対象人数と学習形態を考慮して整備します。これらの中で、職員室は共用とし、事務・管理部門の医務室と教育部門（校舎）の保健室は、兼用とします。

予定している主たる室名と面積は下表（【図表 23】参照）のとおりです。

なお、その他に、印刷室、給湯室、更衣室、資料室、倉庫、職員用と子ども用のトイレ（男女別）を整備し、合わせて、それぞれに多目的トイレを設けます。

延床面積は、約 1,600 m²程度を予定しています。

【図表 23】本館（事務・管理部門）に整備する主たる諸室

	室名	面積 (m ²)	備考
事務・管理部門	事務室・受付	18.0	
	職員室	110.0	共用
	施設長室	18.0	
	会議室	18.0	
	相談室	18.0	2室
	医務室（保健室）	36.0	兼用
	心理療法室	30.0	2室
	多目的ホール（会議室・研修室）	135.0	
	和室	15.0	
	アフターケア室	30.0	
	教育部門（校舎）	普通教室	144.0
個別指導室		36.0	
特別支援教室		36.0	
理科室・準備室		54.0	
音楽室・準備室		54.0	
家庭科室・準備室		54.0	
技術・美術室・準備室		54.0	
コンピュータ室		36.0	
図書室		36.0	
教材室		18.0	
会議室		18.0	

2. 寮舎

職員との信頼関係の構築や子ども一人ひとりにきめ細やかな対応が行えるように日常の生活は寮単位で行うことを基本とし、日常生活に必要な設備を整えます。また、寮舎 2 寮を接合して、それぞれを男子棟、女子棟とします。

寮舎に予定している主たる室名と面積は、下表（【図表 24】参照）のとおりです。

なお、その他に、洗面室、リネン室・洗濯室、倉庫及び職員用の更衣室、休憩室を整備し、各棟には、家庭支援室を 1 室整備します。

寮舎の延床面積は、約 430 m²程度で男子棟、女子棟それぞれ約 860 m²程度を予定しています。

【図表 24】寮舎部分に整備する主たる諸室（男子、女子各寮共通）

室名	面積（㎡）	備考
居室	100.0	8室、内個室6室、2人部屋2室
自立支援室	18.0	
個別対応室	12.0	
静養室	12.0	
相談室	12.0	
食堂兼リビングルーム	65.0	
台所	12.0	
浴室・脱衣室	16.0	浴室2カ所
トイレ	16.0	個室4カ所
スタッフルーム	20.0	
家庭支援室	20.0	棟に1室

3. 運動場・体育館・プール

運動場は、野球ができる 6,000 ㎡程度を確保する予定です。また、トイレ（男女別）や手洗い場の整備と散水栓を設置します。

体育館は、バスケットボールコート 1 面が確保でき、他の競技にも対応できるようにします。また、用具倉庫やトイレ（男女別）を設け、延床面積は、約 820 ㎡程度を予定しています。

プールは、25m×4 コースを設けます。また、更衣室（男女別）、トイレ（男女別）を設け、延床面積は、約 650 ㎡程度を予定しています。

4. 調理棟

施設で生活する子どもたちの食事を準備するための調理棟を整備します。調理室及び下処理室、食品庫、休憩室、トイレ（男女別）などを設け、延床面積は、約 100 ㎡程度を予定しています。

5. 作業棟

農作業等のための作業棟を農場に隣接した位置に整備します。

作業室及び倉庫、トイレ（男女別）を設け、延床面積は、約 30 ㎡程度を予定しています。また、農場には散水栓を設置します。

6. 地域交流棟

ボランティアによる入所児童への支援や地域との交流事業など、地域への情報発信等の場として地域交流棟を整備します。

会議室、給湯室、トイレ（男女別）を設け、延床面積は、約 100 ㎡程度を予定しています。

第4節 配慮事項

1. 施設全体

- ①本館から子どもの動向把握が容易になるように各施設や建物を配置します。
- ②防犯やプライバシー確保のため、敷地の外から施設内（特に寮舎）に視界が届かないように配置します。
- ③寮舎と学校とのアクセス動線は、ランドスケープデザインと一体的に計画し、気分の切替えを促すような工夫をします。
- ④内部の扉や窓は安全面に配慮した材料を使用します。
- ⑤自然の光や風をできるだけ取り込む配置や間取りとします。

2. 本館

（1）事務管理部門

- ①職員室から、子どもの動向把握が容易になるように配慮します。
- ②来訪者玄関と子ども用の昇降口を設けるなど、子どもたちと来訪者との動線をゆるやかに分けます。
- ③事務室・受付は、正面玄関入口横に設置します。
- ④相談室は、音や視線を遮れるよう、配置や設備に配慮します。
- ⑤医務室（保健室兼用）は、薬などの管理や保管が厳重にできるように配慮します。
- ⑥心理療法室は、心理療法の効果的实施のため防音性と視線を遮れるよう、配置や設備に配慮します。また、クールダウンのための利用もできるようにします。
- ⑦多目的ホール（会議室・研修室）は、子ども、職員が一堂に会することができる広さを確保し、可動式の間仕切りを設け、多目的に利用できるよう工夫します。
- ⑧アフターケア室には、退所児童が来所時の活動の場として利用できるよう、キッチンを設置します。

（2）教育部門（校舎）

- ①教室は、子どもが落ち着いて学習できるような空間づくりに配慮します。
- ②職員室は、施設職員と教職員合同とし、相互の連携が取りやすいようにします。
- ③職員室は、普通教室の近くに配置します。
- ④音楽室・準備室は、防音設備を施します。
- ⑤子ども用トイレの入口が、男女で隣接しないようにするなど、男女の動線を分けるように配慮します。
- ⑥子ども用の昇降口を男女別にし、登下校での動線を男女で分けます。

3. 寮舎

- ①男子棟と女子棟は、思春期の子どもを入所対象とするため、隣接させないように配置します。
- ②男子棟及び女子棟は、棟内の2寮間では内部で職員の往来ができるようにします。
- ③子どもたちが常に職員に見守られているという安心感が得られるとともに、スタッフルームから子どもの動向が把握できるようにします。
- ④居室は、プライバシー確保のために個室を基本とします。また、2人部屋は、入所児童の個性等により間取りを変更できるよう、引き戸や可動収納等による間仕切りをとりいれます。
- ⑤プライバシーに配慮して、トイレは個室とし、入浴も、個人での入浴とします。
- ⑥静養室は、感染症等への対応も想定し、トイレ、シャワーを設置します。
- ⑦入所直後の利用や、クールダウン、特別支援日課等の際に利用する個別対応室を整備します。
- ⑧自立訓練のための自立支援室を設置します。室内には、浴室・トイレ・ミニキッチンを設置します。
- ⑨親子関係調整のための家庭支援室は、外部出入り口を設置して独立性を確保し、室内には、浴室・トイレ・ミニキッチンを設置します。

4. 運動場・体育館・プール

- ①学校教育における授業や課外活動のほか、子どもが自由時間に活動できる空間となるよう、安全面に配慮します。
- ②運動場の周りは、球技を行う際にボールが飛び出さないよう、防球ネット等を設けます。

5. 調理棟

- ①調理棟は、各寮舎からの動線に配慮し、寮舎の近くに配置します。

第5節 整備計画

1. 整備手法の検討

施設の運営手法は、調理部門（32 頁参照）のほかに、維持管理部門も業務委託することとしますが、基本的には市直営（30 頁参照）としています。

施設整備にあたって、公民協働手法に基づく PPP/PFI 手法の導入について検討したところ、開所後に業務委託できる範囲が限られることに加え、長期間の契約となるため、子どもの入所状況等の変化に対して柔軟に対応できない場合もあると予想されます。

また、整備面での課題として、事業者選定に一定の準備期間が必要なため、早期開所が困難になることが挙げられます。

以上の理由により、PPP/PFI 手法は導入しないこととします。

2. 事業費

約 35 億円（用地費除く）

3. 整備スケジュール

開所に至る整備スケジュールは、下表の（【図表 25】参照）のとおりです。

【図表 25】整備スケジュール



[用語の説明]

行	語句	説明	掲載ページ
あ	アセスメント	個人の状態像を理解し、必要な支援を考えたり、将来の行動を予測したり、支援の成果を調べること。	14,36
	アドミッションケア	子どもが、入所への不安感を和らげ目標を持って施設生活を送れるように入所前に行う支援。	13
	アフターケア	退所児童が、地域社会で安定した生活を送れるように行う支援。	5,6,8,9,13, 14,15,21,26, 27,30,33,37, 42,44
	インケア	施設入所中に行う子どもの自立に向けての様々な支援や指導。	5,13,26
	with の精神	生活、学習、作業等の場面で子どもとともに活動することで、常に子どもと対峙し、受け止めながら、信頼関係を築いていく姿勢。	8
	援助計画	児童相談所(堺市子ども相談所)が策定する措置児童の短期・中期・長期の健全育成の指針。	14,27
か	学級編制	学校の小・中学生を、一定の基準に従って基本的な集団(学級)に組織すること。同一学年の小・中学生で編制する学級は単式学級、2つ以上の学年の小・中学生で編制する学級は複式学級。	23,24
	基幹的職員	児童福祉施設に入所している子ども及び家族への支援の質を確保する中心的役割を担う職員。	31
	居室	寮舎の中の寝室にあたる部屋。	20,43,45
	クールダウン	子どもの行動上の問題が起きたときに、子どもを所定の場所で一定時間過ごさせるなどし、気持ちの落ち着きや行動の振り返りを図ること。	44,45
	ぐ犯少年	次に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年 イ 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること。 ロ 正当の理由がなく家庭に寄り附かないこと。 ハ 犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかかわしい場所に入出すること。 ニ 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること。	3
	原籍校	児童自立支援施設への入所に伴い、施設内学校に学籍を移す場合に、小・中学生がそれまで在籍していた小・中学校。	9,12,13,20, 21,23,24,27
	交替制	専門職員が交替で 24 時間支援にあたる運営形態。	30

行	語句	説明	掲載ページ
か	子ども相談所	児童福祉法上の「児童相談所」をさし、18歳未満の子どもの生育・育成等の相談に応じる機関で、本市では子ども相談所。	2,3,5,9,13, 14,16,20,21, 27,35
	子どもの権利ノート	施設で暮らす子どもたちが、毎日の生活の中で権利を大切にしているために、子どもの権利条約に準拠して作成され配付される小冊子。	34
さ	在籍校	小・中学生が学籍をおく学校。	24
	里親	何らかの事情で、家庭で生活できない子どもを、自分の家庭に迎え入れ、養育する者。	3,4,5,22
	施設職員	堺市立児童自立支援施設の福祉職員。	12,18,23,24, 27,30,31,32, 33,35,41, 44
	指定管理者制度	公の施設の維持管理・運営などを、設置者である地方公共団体が指定する民間事業者に代行させる制度。平成15年の地方自治法の改正によって創設された。	30
	児童心理治療施設	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難になった子どもを、短期間、入所させ、又は、保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について、相談その他の援助を行うことを目的とする施設。 (平成29年4月1日より「情緒障害児短期治療施設」が名称変更。)	7
	児童養護施設	保護者のいない子ども、虐待されている子ども、その他環境上養護を要する子どもを入所させ、これを養護し、あわせて退所した者に対する援助を行う施設。	2,3,4,5,7, 22
	社会的養護	保護者のいない子どもや、保護者に監護させることが適切でない子どもを公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育の困難を抱える家庭への支援を行う仕組み。社会的養護は大きく分けると、家庭養護(里親・ファミリーホーム等)と施設養護(乳児院・児童養護施設等)になる。	4,34
	小舎制	児童自立支援施設の形態を寮舎の規模によって区分したもので、1寮の定員15名以下を小舎制、16～25名を中舎制、26名以上を大舎制という。全国的な傾向として小舎制を採用する施設が多い。	30
触法少年	刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年。	3	

行	語句	説明	掲載ページ
さ	自立援助ホーム	15歳からおおむね20歳までの子どもたちの自立を援助する施設。困難な問題を抱えながら自立をめざしている子どもたちに生活の場を提供し、暮らしのサポートをする。	4,5,22
	スクールソーシャルワーカー	学校において関係機関と連携・調整し、小・中学生が置かれた環境の問題に働きかけ、解決をめざす役割を担う人。	25
	スーパーバイザー	現場で、職員の能力を引き出し、施設の自立支援機能が効果的になるよう監督・指導する者をさす。	32,35
	送致	ある公的機関が、法令の規定に基づき、取り扱っている案件を処理する権限と責任を別の公的機関に移転する手続き。	2,3,7
	措置	児童相談所(本市では子ども相談所)が、子どもを児童福祉施設に入所させたり里親に委託したりすること等。	2,3,5,7,8,9,10,13,14,16,22,23,24,34
	措置変更	児童相談所(本市では子ども相談所)が、より適切な養育を行うために、他の児童福祉施設への入所や里親委託などに措置を変更すること。	2,22
	ゾーニング	建物の平面計画において、用途や機能ごとに空間を区分し、相互の関係を考慮して配置すること。	41
た	怠学	勉強を怠けて、学校に行かないこと。	18
	第三者委員会	当事者とは関係のない第三者による委員会。施設の行う子どもへの自立支援に透明性・客観性を担保し、側面からアドバイスをする第三者委員で構成される会。	8
	男女共修	学校教育の中で男女が同一のカリキュラムで学ぶこと。	23
	通告	相手方に決定事項や意向などを告知知らせること。	2,3,7
な	乳児院	乳児を入院させてこれを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行う施設。	4
	乳児ホーム	市内の児童養護施設内において、必要な設備と人数を配置した乳幼児用のユニットで、乳幼児の入所・一時保護・ショートステイの受け入れを行う。本市独自の呼称。	4,5
は	犯罪少年	犯罪行為をした14歳以上の少年。	3

行	語句	説明	掲載ページ
は	PPP/PFI	PPP(Public Private Partnership)は、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもので、PFIはその一類型。 PFI(Private Finance Initiative)は、公共事業を実施するための手法のひとつで、これまでの公共事業と異なり、公共施設などの設計、建設、改修、維持管理、運営や運営に関する企画に、民間の資金や経営能力、技術的能力を活用し、効率的で効果的に公共事業を行う手法。	46
	ファミリーホーム	2009年4月に制度化された、新しい児童養護の形。専任の養育者の住居において、養育里親の経験など一定の要件を満たす養育者3人以上で要保護児童5人ないし6人を受け入れ、養育にあたる。	4,5,22
	夫婦制	夫婦である専門職員が子どもと一緒に寮舎に住み込み、生活を共にしながら支援にあたる運営形態。	30
	保護処分	家庭裁判所が少年法に基づいて審判で下す処分をさす。保護観察、児童自立支援施設等送致、少年院送致の3種類がある。	2,30
	本館	施設内に設置される、事務・管理部門と教育部門(校舎)の総称。	23,41,42,44
や	ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、国籍などにかかわらず、はじめから、多様な人が利用しやすいように製品や生活環境をデザインするという考え方。	37
	要保護児童	保護者のない子ども又は保護者に監護させることが不相当であると認められる子ども。	3
ら	ランドスケープデザイン	外部空間や建物周囲の造園デザイン、外構デザイン。	44
	寮舎	入所児童が起居する棟。	16,18,19,23,25,30,32,36,41,42,43,44,45
	リービングケア	退所後の生活の中で生じるとされる課題に対処できるだけの力が身に付くように、退所前から支援すること。	5,13,20,21
わ	枠のある生活	児童自立支援施設に入所してくる子どもは、入所前に長期間にわたって不規則な生活を送ってきた者が多いので、規則正しい生活を営むことを習慣づけ、社会規範を内在化させていくための一貫した支援の仕組み。	6,13,21